

## 所沢児童相談所長より

所沢児童相談所で受け付けた児童虐待の通告件数は増え続けていて、今年度上半期の受付件数も昨年度の同期を上回っています。児童相談所では、それぞれの通告に対し、市のこども課、学校や警察署などの関係機関と協力しながら、児童の安全を図るために対応しています。

また、埼玉県では、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、児童虐待防止のための広報・啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)に取り組んでいます。「オレンジリボン」を目にする機会がありましたら、「児童虐待防止」の象徴であることを思い起こしていただければと思います。



所沢児童相談所

## 平成23年度 市の児童虐待の状況

◆対象者と虐待(疑い)の内容 ※ ( )内は22年度 単位:人

	乳幼児	小学生	中学生	高校生	合計
身体的虐待	6 (2)	5 (4)	1 (2)	0 (1)	12 (9)
性的虐待	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ネグレクト	6 (6)	5 (0)	2 (0)	0 (1)	13 (7)
心理的虐待	8 (7)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (11)
合計	20 (15)	15 (8)	3 (2)	0 (2)	38 (27)

◆連絡経路の内訳 ※ ( )内は22年度 単位:人

	家族	近隣など	児童委員	保育所	学校	その他	合計
通告	0 (0)	6 (14)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	7 (15)
相談	14 (4)	4 (0)	0 (0)	3 (2)	6 (1)	4 (5)	31 (12)
合計	14 (4)	10 (14)	0 (0)	4 (2)	6 (2)	4 (5)	38 (27)

### 児童虐待の4つの種類

- ①身体的虐待: 殴る・蹴る・首をしめる・体を激しく揺さぶる・やけどを負わせるなど
- ②性的虐待: わいせつな行為を強制したり、させたりする。あるいは見せるなど
- ③保護の怠慢・拒否(ネグレクト): 食事を与えない。ひどく不潔なままにする。家や車に放置する。病気やけがをしても病院に連れて行かないなど。一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをするなども含まれます
- ④心理的虐待: 「生まなければよかった」「死んでしまえ」などの暴言や脅迫。無視や兄弟間の差別など。配偶者などに対する暴

気づくのは  
あなたと地域の  
心の目



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

厚生労働省・内閣府

今日、児童虐待やいじめなど、子どもに関わる事件は社会問題となっていて、新聞やテレビなどで大きく報道されています。中でも児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格形成に影響を与える重大な人権侵害です。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。子どもへの虐待防止や子どもの人権について、皆さんと一緒に考えます。

### 児童虐待を防ぐために

児童虐待が起こる要因として、主に保護者の問題(健康不安・経済困窮・夫婦関係、子育て不安など)と子どもの問題(疾患を抱えている、手のかかる子など)があります。育児の負担感や孤独感、子育て

不安などの問題は、どの家庭にも存在するものです。核家族化の進行、身近に相談相手がいらないなど、必要な援助や情報を得ることができずに孤立し、不安を抱えたまま子育てをしていることがあります。そのような家庭をサポートするため、家庭や子どもが日常生活

力を見せることも含まれます

### 要保護児童対策地域協議会

市では「虐待を受ける子どもを作らない、見逃さない」を目標として「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。関係機関、団体が連携・協力し、虐待を受けた子ども達の適切な保護などに関する情報交換や援助内容の協議を行うとともに、発生や再発防止のために啓発や見守りを行っています。

### こんなときは相談を

●子育て中の方へ: 子育てに関する悩みや不安を一人で抱え込まずに、家族や友人など誰かに話をすると気持ちも軽くなり、解決へのきっかけにもなります。もし、身近に話せる人がいなければ、こども課や家庭児童相談室、児童相談所がお話を伺います。

### 虐待に苦しんだり、悩んでいる子どもさんへ: 何も悪くないのに

なぐられたり、食事をさせてもらえなかったり、また、自分への態度がほかの兄弟姉妹とちがって差別されていると感じたときなどは、無料の児童生徒専用電話に電話をしてください。もし、そんな友だちが近くにいたときも電話をしてください。(児童生徒専用電話 ☎0120・53・0170)

虐待と思ったら  
すぐにお電話を

☎0570  
064-000

児童相談所全国共通ダイヤル

を送る場である「地域」の役割は重要性を増しています。

児童虐待の早期発見や予防のためには、地域での「気づき」が重要です。児童虐待はこの家庭でも起こりうる問題として、私たち一人ひとりができることを考え行動することが大切であり、社会全体で取り組むべき課題です。

### しつこく虐待はちがいます

虐待をする人は、自らの行為をしばしば「しつこ」と言って正当化しますが、一般的に「しつこ」は子どもに社会性を身につけさせようとする大人の行為です。一方、虐待は子どもの健やかな成長を阻む行為で、子どもへの人権侵害です。子どものことを思った行動であつても子どもの心身が傷つく行為であれば、それは児童虐待です。

●周りの方へ: 子育て中の親の相談相手になったり、あいさつや声かけをするなど孤立しないように見守ってあげてください。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では皆さんに通告を義務づけています。「おかしいな」「虐待かもしれない」と思ったら、児童相談所や市などにご連絡ください。虐待かどうかの判断をする必要はなく、匿名で通告・相談でき、連絡した人の秘密は守られます。

### 発見のポイント

▼叩く音や叫び声がかかる  
▼不自然なアザ傷が多い  
▼衣服や体がいつも汚れている  
▼小さな子どもを家に置いて頻繁に外出している  
▼子どもの表情や反応が乏しく、元気がないなど

### 子育てに関する相談、虐待の連絡

こども課(市役所内)内線1537  
家庭児童相談室(市役所内)

内線1535

所沢児童相談所

☎2992・4152

狭山警察署 ☎2953・0110  
休日や夜間の場合は

休日夜間児童虐待通報ダイヤル

☎048・779・1154

問合せこども課へ内線1537